

遠隔授業について

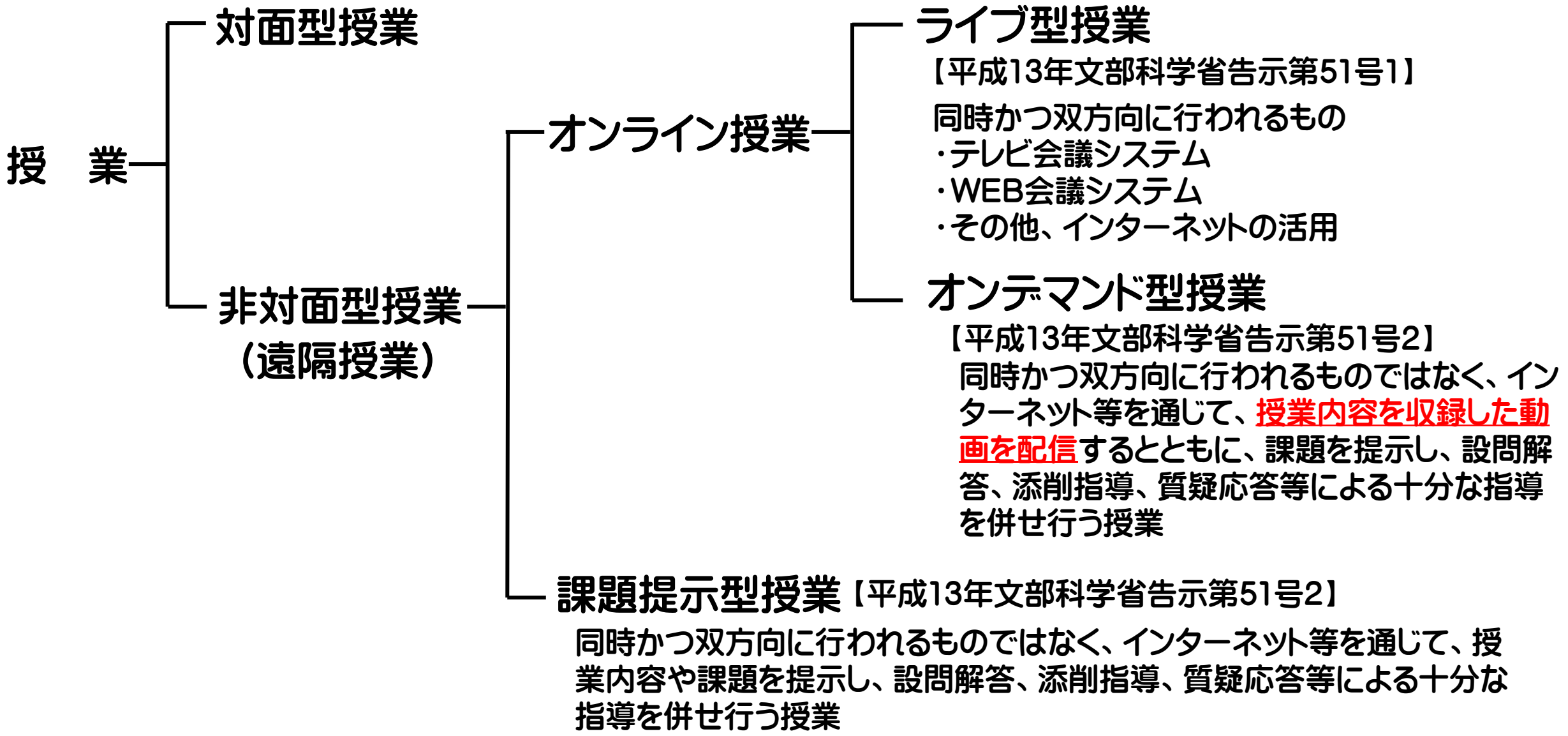
2020年4月11日

淑徳大学コミュニティ政策学部

矢尾板 俊平



遠隔授業の位置付け



法令上の規定及び通知

○大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）（抜粋）

第25条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

○平成13年文部科学省告示第51号（大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づく大学が履修させることができる授業等）（以下、「メディア授業告示」）（抜粋）

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において、大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

一 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所(大学設置基準第三十一条第一項の規定により単位を授与する場合においては、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。)において履修させるもの

二 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確保されているもの

○「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について」（平成11年3月31日通知）（抜粋）

第2 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の一部改正

2 大学設置基準第25条第2項の授業（以下「遠隔授業」という。）により修得することができる単位数の上限の拡大

遠隔授業は、他大学との間で単位互換として行われる場合が少なくないことから、単位互換の単位数の上限の拡大に伴い、遠隔授業により修得することができる単位数の上限について、60単位を超えない範囲内としたこと。（改正後の第32条第4項関係）

なお、各大学において、124単位を超える単位数を卒業の要件としている場合は、大学設置基準第25条第1項の授業によって64単位以上の修得がなされていれば、遠隔授業によって修得する単位数については、60単位を超えることができるものであること。

関係通知

○「大学設置基準等の一部を改正する省令の施行等について」（平成10年3月31日通知）（抜粋）

第1 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の一部改正

一「メディアを利用して行う授業」の大学設置基準上の位置付け

（二）（略）「授業を行う教室等」には研究室やスタジオなどが含まれるため、**授業を行う場所には教員のみがいて、履修を行う学生がいない場合もメディアを利用して行う授業に含まれる**。また、同一校舎内の複数の教室間で多様なメディアを高度に利用して同時に行われる授業もメディアを利用して行う授業に含まれるものである。

（三）メディアを利用して行う授業を実施するに当たっては、**面接授業に近い環境で行うことが必要**であり、各大学においては、以下のような事項について配慮することが望ましいこと。

① **授業中、教員と学生が、互いに映像・音声等によるやりとりを行うこと。**

② **学生の教員に対する質問の機会を確保すること。**

③ 画面では黒板の文字が見つらい等の状況が予想される場合には、あらかじめ学生にプリント教材等を準備するなどの工夫をすること。

④ メディアを利用して行う授業の受信側の教室等に、必要に応じ、システムの管理・運営を行う補助員を配置すること。また、必ずしも受信側の教室等に教員を配置する必要はないが、必要に応じてティーチング・アシスタントを配置することも有効であること。

⑤ メディアを活用することにより、1度に多くの学生を対象にして授業を行うことが可能となるが、受講者数が過度に多くならないようにすること。

○「大学設置基準の一部を改正する省令等の施行等について」（平成13年3月30日通知）（抜粋）

第7 平成13年文部科学省告示第51号（大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件）等の制定

1 大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業（いわゆる「遠隔授業」）については、平成10年文部省告示第46号により規定されてきたところであるが、インターネット等の情報通信技術の進展にかんがみ、従来のものに加え、**毎回の授業の実施に当たって設問解答等による指導を併せて行うもの**であって、かつ、**当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確保されているもの**で、大学において、面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものを遠隔授業として位置づけることとしたこと。

したがって、遠隔授業については、「同時かつ双方向に行われるもの」であることが必要とされてきたが、今回の改正によって、**同時かつ双方向に行われない場合であっても、一定の条件を満たしていれば、これを遠隔授業として行うことが可能**となること。

また、ここで必要とされる指導については、**設問解答、添削指導、質疑応答**のほか、**課題提出及びこれに対する助言を電子メールやファックス、郵送等により行うこと、教員が直接対面で指導を行うこと**などが考えられること。

なお、上記の指導は、印刷教材等による授業や放送授業の実施に当たり併せ行うこととされる添削等による指導（大学通信教育設置基準第3条第2項）とは異なり、**毎回の授業の実施に当たって併せ行うものであることに留意されたい**こと。

学生の意見の交換の機会については、**大学のホームページに掲示板**を設け、学生がこれに書き込めるようにしたり、**学生が自主的に集まり学習を行えるような学習施設**を設けたりすることが考えられること。

ライブ型授業【平成13年文部科学省告示第51号1】

授業形態	同時かつ双方向に行われるもの
履修場所	授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所(大学設置基準第三十一条第一項の規定により単位を授与する場合においては、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。)
留意事項	<p>面接授業に近い環境で行うことが必要であり、各大学においては、以下のような事項について配慮することが望ましいこと。</p> <ol style="list-style-type: none">① <u>授業中、教員と学生が、互いに映像・音声等によるやりとりを行うこと。</u>② <u>学生の教員に対する質問の機会を確保すること。</u>③ 画面では黒板の文字が見つらい等の状況が予想される場合には、あらかじめ学生にプリント教材等を準備するなどの工夫をすること。④ メディアを利用して行う授業の受信側の教室等に、必要に応じ、システムの管理・運営を行う補助員を配置すること。また、必ずしも受信側の教室等に教員を配置する必要はないが、必要に応じてティーチング・アシスタントを配置することも有効であること。⑤ メディアを活用することにより、1度に多くの学生を対象にして授業を行うことが可能となるが、受講者数が過度に多くならないようにすること。

テレビ会議システム、WEB会議システム（Zoom、ハングアウトMeets、Webex）、YouTube Liveを活用し、授業を「リアルタイム」で配信することが考えられる。（他大学等との単位互換でも活用が考えられる。）

オンデマンド型授業・課題提示型授業【平成13年文部科学省告示第51号2】

授業形態	同時かつ双方向に行われるものでなくても構わない
指導方法	<p>毎回の授業の実施に当たって、</p> <p>①指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、 又は ②当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、</p> <p>③設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うもの ✓指導の実施時期：「毎回の授業の実施に当たって併せ行うものであることに留意されたい」とあるが、具体的な明示は無い。</p> <p>（参考）文部科学省中央教育審議会大学分科会第18回制度・教育改革ワーキンググループ（2018年9月7日）資料では、「学生が疑問をただちに提出できる環境があること、②当該疑問が次の講義の学修の前提となる場合には、次の講義までに、もしくは次の講義のなかで回答を行うこと、③②以外の場合には、講義期間中適切な時期に回答を行うこと、を目安として示してはどうか。」としている。</p> <p>✓指導内容には、課題提出及びこれに対する助言を電子メールやファックス、郵送等により行うこと、教員が直接対面で指導を行うことなども含まれる。</p> <p>④当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確保されているもの</p>

S-naviやYouTubeを通じた動画配信（録画）とS-naviのクラスプロフィール・LMS・メール・WEB会議システムを組み合わせた形式での授業実施が考えられる。

オンデマンド型授業・課題提示型授業のチェック項目

チェック欄	項目
	①当該回の授業に関する授業内容は提示されていますか。
	②当該回の授業に関する課題は提示されていますか。
	③①や②について、著作権法上の取り扱いは問題ありませんか。
	④課題提出の時期、方法等は提示されていますか。
	⑤課題に対する解説やフィードバックの機会は予定されていますか。
	⑥学生の疑問をただちに受け付けられる方法は提示されていますか。
	⑦学生の意見の交換の機会は確保、予定されていますか。